

理事等の報酬及び費用に関する規程

社会福祉法人 明世会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人明世会（以下「法人」という）の理事長、理事、評議員及び監事等の報酬及び費用について定めたものである。

(報酬額の定め方)

第2条 報酬の額は予算の範囲内において理事長が定める。

(報酬の配分)

第3条 平成17年以降、理事長等の報酬月額は下記のとおりとする。

理事長	月額0万円
理事等（常勤）	月額0万円

(費用)

第4条 理事長、理事、監事、評議員等は、会議等出席した場合、交通費その他を含め無償とする。

- 2 その他の費用については法人の諸規程の定めにより支給する。但し、規程に無い費用が発生した場合には、別途理事会にて協議し理事長が定める。

(支払方法)

第5条 支給方法は職員の例による。

附 則

この規程は平成17年 9月 5日より施行する。

この規程は平成30年 2月 5日より施行する。